

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二十一年六月五日法律第四九号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生

涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図り

つつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）

を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その

他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等の間の意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値(平成22年度)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加
70%(平成17年度)→90%以上
- (2)朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生4%(平成12年度)→0%
20歳代男性30%、30歳代男性23%(平成15年度)→いずれも15%以下
- (3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加
21%(平成16年度、食材数ベース)→30%以上
- (4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上
- (5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加
80%以上
- (6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
- (7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
42%→60%以上
- (8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上
- (9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県100%、市町村50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

- 生活リズムの向上
朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等
- 子どもの肥満予防の推進
栄養・運動両面からの肥満予防対策等
- 望ましい食習慣や知識の習得
学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等
- 栄養教諭を中核とした取組
栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等
- 青少年及びその保護者に対する食育推進
青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

- 指導体制の充実
栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等
- 子どもへの指導内容の充実
学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等
- 学校給食の充実
学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等
- 食育を通じた健康状態の改善等の推進
食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等
- 保育所での食育推進
保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等
- 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等
- 専門的知識を有する人材の養成・活用
管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等
- 健康づくりや医学教育等における食育推進
医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

- 食品関連事業者等による食育推進
食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

- 食育月間の設定・実施
食育月間の設定(毎年 6 月)による重点的・効果的な運動等
- 継続的な食育推進運動
食育の日の設定(毎月 19 日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等
- 各種団体等との連携・協力体制の確立
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等
- 農林漁業者等による食育推進
農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等
- 地産地消の推進
地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等
- バイオマス利用と食品リサイクルの推進
バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ボランティア活動等における取組
食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等
- 専門調理師等の活用における取組
高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用
- 関連情報の収集と発信
食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信
- 知的財産立国への取組との連携
食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- リスクコミュニケーションの充実
リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発
- 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等
- 基礎的な調査・研究等の実施
国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等
- 食品情報に関する制度の普及啓発
食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等
- 地方公共団体等における取組の促進
地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
- 食育の海外展開と海外調査の推進
食育の理念や取組の海外発信、「食育（Shokuiku）」の海外普及、海外での取組の調査等
- 国際的な情報交換等
海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

学校給食法

(昭和二十九年六月三日法律第百六十号)

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第七三号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項（第六条—第九条）

第三章 学校給食を活用した食に関する指導（第十条）

第四章 雑則（第十一条—第十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設）

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。

（学校給食栄養管理者）

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項

をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

（学校給食実施基準）

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

（国の補助）

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童

又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項 に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

（補助金の返還等）

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなつたとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（政令への委任）

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年三月三〇日法律第四一号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年三月三〇日法律第二〇号）

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年五月二一日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年五月二一日法律第四九号） 抄
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月三一日法律第二三号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第一八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置）

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条から第七条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第十五条第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第二条第一項及び第三条第一項並びに附則第四項並びに第十五条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 二 産業教育振興法
- 三 学校給食法
- 四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律
- 五 スポーツ振興法
- 六 へき地教育振興法
- 七 離島振興法
- 八 豪雪地帯対策特別措置法
- 九 過疎地域自立促進特別措置法
- 十 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
- 十一 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 十二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 十三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
- 十四 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）
- 十五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



21 文科ス第 6007 号
平成 21 年 4 月 1 日

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
山中 伸一

学校給食実施基準の施行について（通知）

学校給食の適切な実施については、かねてから格別の御配慮をお願いしているところですが、このたび、学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）により改正された学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙（下記参照）のとおり、「学校給食実施基準」（平成 21 年文部科学省告示第 61 号。以下「本基準」という。）が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されました。

本基準の概要等については、下記のとおりですので、法第 8 条の趣旨を踏まえ、本基準に照らした適切な学校給食の実施をお願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮願います。

記

1 本基準の概要

- 一 学校給食は、在学するすべての児童生徒に対して実施されるものとする（第 1 条関係）
- 二 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週 5 回、授業日の昼食時に実施されるものとする（第 2 条関係）
- 三 学校給食の実施に当たって、児童生徒の個々の健康及び生活活動等並びに地域の実情等に配慮すべきものとする（第 3 条関係）
- 四 学校給食に供する食物の栄養内容の基準（「学校給食摂取基準」）について定めたこと（第 4 条関係）

2 留意事項

一 総則的事項

1. 法の趣旨の徹底について

法の第 8 条 2 項において、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、本基準に照らして適切な学校給食の実施に努めることとされており、法の規定に基づき、学校給食の適切な実施に努められたいこと。（法第 8 条第 2 項）

2. 本基準の策定について

本基準は、学校給食法の改正に伴い、学校給食実施基準（昭和 29 年文部省告示第 90 号。以下「旧基準」という。）の内容を踏まえ、改正されたこと。

二 個別的事項

1. 主な変更点について

旧基準からの主な変更点は、以下のとおりである。

- (1) 旧基準第三条では、学校給食の実施回数が「原則として毎週五回以上」を、本基準では、「原則として毎週五回」としたこと。（第 2 条関係）
- (2) 「学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。」を追加したこと。（第 3 条関係）

2. 学校給食摂取基準について

- (1) 学校給食における摂取基準（以下「学校給食摂取基準」という。）については、別表にそれぞれ掲げる基準によること。
- (2) これらの学校給食摂取基準については厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準（2005 年版）」（以下「食事摂取基準」という。）を参考とし、その考え方を踏まえるとともに、文部科学省が平成 19 年度に行った「児童生徒の食生活等の実態調査」（以下「食生活等実態調査」という。）結果を勘案し、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。したがって、本基準は児童生徒の 1 人 1 回当たりの全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に適用すること。
- (3) 学校給食摂取基準についての基本的な考え方は次のとおりである。

① エネルギー

エネルギーについては、学校保健統計調査から児童生徒の標準体重を求め、食生活等実態調査結果を参考として、身体活動レベル 1.75 を用いて算出した 1 日の必要量の 33% とした。

② たんぱく質

食事摂取基準においては、成長期のたんぱく質の算定方法が変更になったことから、たんぱく質の推奨量が「第 6 次改定日本人の栄養所要量」より低い値となっている。しかし、主菜の量、児童生徒の嗜好及び学校給食においてカルシウムの供給源としての牛乳が通常毎日提供されていること及び食生活等実態調査結果などを勘案すると、基準値は現行程度が適切と考えられる。よって、食事摂取基準の推奨量（1 日）の 50% を基準値とした。また、高たんぱく質・高脂質の食事嗜好を助長しないよう食事摂取基準の推奨量（1 日）の 33% から食生活等実態調査結果の摂取量 1 日分の 40% を範囲とした。

③ 脂質

脂質の過剰摂取は、肥満並びに血中コレステロール値などの問題も指摘されることから、将来の生活習慣病予防の観点から、脂質の基準値は、現行同様に脂肪エネルギー比率で示し、総エネルギー摂取量の 25～30% とした。

④ ナトリウム（食塩相当量）

ナトリウムについては食事摂取基準において、生活習慣病予防の目的から過剰摂取対策として、成人女性 8 g/日、男性は 10 g/日未満を目標量としている。1～11 歳については、推定エネルギー必要量に応じて目標量を設定していることから、学校給食においては、その 33% 未満を基準値とした。

⑤ カルシウム

カルシウムについては、食生活等実態調査結果や平成 14 年に独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「児童生徒の食事状況調査」の結果から、家庭において不足している実態を踏まえ、食事摂取基準の目標量（1 日）の 50% を基準値とした。

また、食事摂取基準においてはさらに摂取することが望まれるカルシウム量として目安量を示していることから、学校給食においては摂取することが望まれるカルシウム量を目標値として示したので、可能な限り目標値の摂取に努めること。

⑥ 鉄

鉄については、食事摂取基準の推奨量（1日）の33%とした。鉄の摂取は、家庭はもとより学校給食においても容易でないことから、学校給食においては献立の創意工夫を行い、摂取の確保に努めること。

⑦ ビタミン類

ビタミンについては、基本的には食事摂取基準の推奨量（1日）の33%とした。ただし、日本人が欠乏しやすいビタミンB1は食事摂取基準（1日）の40%とし、ビタミンB2についても牛乳1本（200ml）をつけると1日の推奨量の40%程度となることから、食事摂取基準（1日）の40%とした。なお、ビタミンAについては食品の選択の幅を確保するという観点から、1日の推奨量の33%を基準値とし、その3倍までを摂取範囲とした。

⑧ 食物繊維

食物繊維については、食事摂取基準において、成長期の必要量は示されていないが、成人の場合、1,000kcal 当たり 10g が望ましいと規定されており、食生活等実態調査における排便に関する調査結果を踏まえ、現行より若干減じて基準値とした。

⑨ マグネシウム及び亜鉛

マグネシウムは食事摂取基準の推奨量（1日）の50%、亜鉛については、33%を望ましい数値とした。

3. 学校給食における食品構成について

食品構成については、学校給食摂取基準を踏まえつつ、多様な食品を適切に組み合わせて、食に関する指導や食事内容の充実を図ること。また、各地域の実情や家庭における食生活の実態把握の上、日本型食生活の実践、我が国の伝統的な食文化の継承について十分配慮すること。

さらに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施した「児童生徒の食事状況調査」によれば、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、カルシウム摂取に効果的である牛乳等についての使用に配慮すること。なお、家庭の食事においてカルシウムの摂取が不足している地域にあっては、積極的に牛乳、調理用牛乳、乳製品、小魚等についての使用に配慮すること。

4. 学校給食の食事内容の充実等について

(1) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任、栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に学校給食を活用した指導が行えるよう配慮すること。

① 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にした献立計画を示すこと。

② 各教科等の食に関する指導と意図的に関連させた献立作成とすること。

③ 地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること。

④ 児童生徒が学校給食を通して、日常又は将来の食事作りにつなげることができるよう、献立名や食品名が明確な献立作成に努めること。

⑤ 食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること。なお、実施に当たっては財団法人日本学校保健会で取りまとめられた「アレルギー疾患対応の学校生活管理指

導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考とすること。

(2) 献立作成に当たっては、常に食品の組み合わせ、調理方法等の改善を図るとともに、児童生徒の嗜好の偏りをなくすよう配慮すること。

① 魅力あるおいしい給食となるよう、調理技術の向上に努めること。

② 食事は調理後できるだけ短時間に適温で提供すること。調理に当たっては、衛生・安全に十分配慮すること。

③ 家庭における日常の食生活の指標になるように配慮すること。

(3) 食器具については、安全性が確保されたものであること。また、児童生徒の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること。

(4) 喫食の場所については、食事にふさわしいものとなるよう改善工夫を行うこと。

(5) 望ましい生活習慣を形成するため、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠という生活習慣全体を視野に入れた指導に配慮すること。

5. 特別支援学校における食事内容の改善について

(1) 特別支援学校の児童及び生徒については、障害の種類と程度が多様であり、身体活動レベルも様々であることから、学校給食摂取基準の適用に当たっては、個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態、地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用するとともに次の点に留意すること。

① 障害のある児童生徒が無理なく食べられるような献立及び調理について十分配慮すること。

② 食に関する指導の教材として、障害に応じた効果的な教材となるよう創意工夫に努めること。

(2) 特別支援学校における児童生徒に対する食事の管理については、家庭や寄宿舎における食生活や病院における食事と密接に関連していることから、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、学校医、主治医及び保護者等の関係者が連携し、共通理解を図りながら、児童生徒の生活習慣全体を視野に入れた食事管理に努めること。

6. その他

文部科学省に調査研究協力者会議を設置し、検討を行ったので、「学校給食における食事摂取基準等について(報告)」及び改訂に際し基礎資料として実施した「児童生徒の食生活等実態調査結果」を参考とされたいこと。

7. 従前の通知の廃止

「学校給食における食事内容について」(文部科学省スポーツ・青少年局長通知 20 文科ス第 754 号)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

○文部科学省告示第六十一号

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第八条第一項の規定に基づき、学校給食実施基準（昭和二十九年文部省告示第九十号）の全部を改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

学校給食実施基準

（学校給食の実施の対象）

第一条 学校給食（学校給食法第三条第一項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

（学校給食の実施回数等）

第二条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

（児童生徒の個別の健康状態への配慮）

第三条 学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

（学校給食に供する食物の栄養内容）

別表(第四条関係)

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準			値	
	児童(6歳～7歳)の場合	児童(8歳～9歳)の場合	児童(10歳～11歳)の場合	生徒(12歳～14歳)の場合	
エネルギー(kcal)	560	660	770	850	
たんぱく質(g)	16	20	25	28	
範囲※1	10～25	13～28	17～30	19～35	
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%				
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2未満	2.5未満	3未満	3未満	
カルシウム(mg)	300	350	400	420	
目標値※2	320	380	480	470	
鉄(mg)	3	3	4	4	
ビタミンA(μgRE)	130	140	170	210	
範囲※1	130～390	140～420	170～510	210～630	
ビタミンB ₁ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6	
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.5	0.5	0.6	
ビタミンC(mg)	20	23	26	33	
食物繊維(g)	5.5	6.0	6.5	7.5	

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。
マグネシウム・・・児童(6歳～7歳) 70mg、児童(8歳～9歳) 80mg、児童(10歳～11歳) 110mg、
生徒(12歳～14歳) 140mg

亜鉛・・・児童(6歳～7歳) 2mg、児童(8歳～9歳) 2mg、児童(10歳～11歳) 3mg、
生徒(12歳～14歳) 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※1 範囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲

※2 目標値・・・摂取することがより望ましい値

平成22年度 京都府食育推進行動計画(概要)

《位置付け》

平成19年1月に策定された「京都府食育推進計画」に基づく、平成22年度の京都府における食育の実行計画。

《作成のねらい》

関係部局、機関の食育にかかわる取組を一つの計画にまとめる。

- 食育の取組を総合的、効果的に推進
- 府民にわかりやすく情報提供
- 毎年度、取組の実施状況を点検し、翌年度の取組に反映

《内 容》

「京都府食育推進計画」における「計画推進のための取組」の体系に沿った行動計画を掲載

◆府が目指す3つの方向と6つの取組

「食」を通じて生きる力を身につけ、健康な心身と豊かな人間性を育む

- (1) 健全な食生活を営む府民を増やす取組

「ほんまもん」の「食」と出会い、五感で味わう力を育む

- (2) 生産者と消費者の絆を深め、「食」を大切にする心を培う取組
- (3) 「食」に感動する機会をつくる取組

食育ネットワークをつくり、みんなで取り組む

- (4) 関係者が連携できる「食育ネットワーク」をつくり、情報の共有化を図る取組
- (5) 人材育成や活躍しやすい仕組みづくりと、食育に関するマンパワーを強化する取組
- (6) 地域の取組を支援し、優良事例を府内全域へ拡大する取組

《平成22年度における取組事項》 事項数：91（再掲含む 116項目）

1 取組の体系

京都府食育推進計画		平成22年度の取組事項	担当
1 健全な食生活を営む府民を増やす取組	(1) 家庭における食育の推進	①「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開	
		●保育所等での取組の支援	健康対策課
		●食育強化月間における関係団体と連携した啓発	食の安心・安全推進課
		●小学校就学直前の子どもを持つ親への支援	社会教育課
		②「食」の大切さや望ましい食習慣等についての啓発	
		●出前講座への対応	健康対策課・こども未来課
		●各種イベントでの啓発	健康対策課・食の安心・安全推進課
		●食育講座	食の安心・安全推進課
		○家庭における食育推進をねらいとした啓発	乙訓保健所・京都乙訓農業改良普及センター・乙訓教育局
		●「なんたん・かんたん・やさしい料理」レシピの普及	南丹保健所
		●働きざかり世代への食を通じた健康づくり	南丹保健所
		●「みんなでコラボ」in中丹における「元気の源朝ごはんパワー！（はぐくみ教室）」の開催	中丹教育局
		○“食”関連情報を発信する啓発資料の共同開発と活用	中丹広域振興局
		③栄養指導・相談対応の充実	
		●保育所等への支援	健康対策課
		④初めて父親、母親になる夫婦の妊娠・出産期の子育てを意識した食育における保健・医療機関、NPO等の連携	
		●子育てを意識した食育講座の実施	食の安心・安全推進課
		⑤親子料理教室等、「食」を楽しみながら学ぶ機会の提供	
		●親子料理教室開催支援（保育所親子食育推進事業）	こども未来課
		●食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援	健康対策課
		●体験型食育教室の取組促進	食の安心・安全推進課
		●食のスクラップコンクール実施	食の安心・安全推進課
		●府関連施設を活用した農林漁業体験	農村振興課（丹後あじわいの郷）
		●府の施設を活用した農林漁業体験	畜産センター（研究普及ブランド課）
	(2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進	①食育に関する計画・指針等の作成	
		●モデル保育所における食育計画の策定支援	こども未来課
		●学校における食に関する指導計画の策定	保健体育課
		②食育に関する教職員等の意識の向上	
		●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など	健康対策課
		●食育指導者向けの研修会実施	食の安心・安全推進課
		●教職員研修の充実	保健体育課
		●中丹地区学校給食研究大会の開催	中丹教育局
		○丹後地方学校給食研修会の開催	丹後教育局
		③あらゆる機会を通じた「食」に関する指導	
		●健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組	健康対策課
		●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など 【再掲】	健康対策課
		●出前講座への対応 【一部再掲】	健康対策課・こども未来課・農政課
		●学校給食を活用した食育の推進	保健体育課
		○家畜、動物とのふれあいを通じた食育推進	畜産センター（研究普及ブランド課）
		●丹後の食育実践活動事例募集	丹後保健所
		●食育キャラクターの普及と活用	丹後保健所
		○子どもとお母さんのためのお魚媒体の普及と活用	丹後保健所
		④地域の特色や工夫を生かした給食の実施	
		●保育所での郷土食の提供促進	こども未来課
		●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援	健康対策課
		●地場産物を取り入れた学校給食の促進	保健体育課
		○地元産農産物を取り入れた学校給食の促進	丹後広域振興局・丹後教育局
		⑤食生活改善推進員や生活研究グループ員、生産者等、地域の「食」の専門家の協力を得た食育の取組	
		●食生活改善推進員活動の支援（リーダー研修会の実施）	健康対策課
		●食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供	食の安心・安全推進課
		●地域の人材を活用した体験学習等の実施	保健体育課
		⑥農作物栽培や調理等の体験活動	
		●保育所の親子による農産物栽培、収穫体験（保育所親子食育推進事業）	こども未来課
		●府関連施設を利用した農林漁業体験	農村振興課（丹後あじわいの郷）
		●体験型食育教室の取組促進	京都乙訓農業改良普及センター
		⑦学校・保育所・幼稚園が連携した食育の推進	
		●特定給食施設等従事者講習会	健康対策課
		●小学校就学直前の子どもを持つ親への支援 【再掲】	社会教育課
		⑧栄養教諭等の配置の促進	
		●私学における栄養教諭の配置促進	文教課
		●採用選考試験等の実施	教職員課

京都府食育推進計画		平成22年度の取組事項	担当	
1 健全な食生活を営む府民を増やす取組	(3) 職場等における食育の推進	①職場における健康診断の機会を利用した食生活指導		
		●地域・職域連携推進会議	健康対策課	
		②地域の特色や栄養面での工夫を生かした食堂メニューや弁当の提供		
		●食情報提供店への加入促進	健康対策課	
		●健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組 【再掲】	健康対策課	
		●地元農産物利用施設の認定	食の安心・安全推進課	
		③大学での献血等の機会を利用した食生活指導		
		●献血時における大学生等を対象にした栄養相談	薬務課	
		(4) 地域における食育の推進	①「食事バランスガイド」の活用による「食生活指針」の普及・啓発	
			●各種イベントでの啓発	健康対策課
	●出前講座への対応 【再掲】		健康対策課	
	②医療機関等での食育の普及啓発			
	③食品関係事業者と連携した取組			
	●京都の伝統食品や加工技術を紹介する展示会の開催		染織・工芸課	
	●スーパーマーケット等での食育啓発活動		食の安心・安全推進課	
	●意見交換・シンポジウムの開催		食の安心・安全推進課	
	●子どもたち等を対象とする食育の推進		山城広域振興局・山城教育局	
	④食生活改善推進員や生活研究グループ員等が行う料理教室等の活動			
	●食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会) 【再掲】		健康対策課	
	●体験型食育教室の取組促進 【再掲】		食の安心・安全推進課	
	●食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 【再掲】	食の安心・安全推進課		
	●子どもたち等を対象とする食育の推進 【再掲】	山城広域振興局・山城教育局		
○親子など府民を対象にした食育の推進	丹後広域振興局・丹後教育局			
●食育講演会の開催	丹後保健所			
○「伝えたいたんごの味」次世代に伝え味わい健康づくり	丹後保健所			
⑤「食」の安心・安全についての関係機関と連携した情報提供				
○体験等を通じた食の安心・安全に関する理解促進	食の安心・安全推進課			
●意見交換・シンポジウムの開催 【再掲】	食の安心・安全推進課			
2 生産者と消費者の絆を深め、「食」を大切に	(1)生産者と消費者との交流の促進	●女性農業者による食育活動と農山漁村伝承技能保持者による技術伝承活動	研究普及ブランド課	
		●京野菜等ブランド産品に共感を覚える活動	研究普及ブランド課	
		●地域において食や農への理解を深める交流活動の展開	南丹広域振興局	
		○「食」に関する「つながる 深める 人づくり」	中丹広域振興局	
		○親子など府民を対象にした食育の推進 【再掲】	丹後広域振興局・丹後教育局	
		(2)朝市、直売所を核とした食育推進グループの組織化	●直売所ネットワークづくり	食の安心・安全推進課
	●食育活動のできる直売所づくり		食の安心・安全推進課	
	(3)「食」の生産状況や「食」と環境のかかわりについて学ぶ機会の提供		●府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催	自然環境保全課
			●「こどもたちのための食と環境講座」の実施	農政課
		○「農林漁業と食の府民講座」の実施	農林水産技術センター(研究普及ブランド課)	
		○「ホットプレート製茶」の実施	茶業研究所(研究普及ブランド課)	
		○「海まるごと体験」の実施	海洋センター(研究普及ブランド課)	
		④農林漁業・食品製造の状況を消費者が学習できる農場・工房等の施設の情報提供		
	●該当施設に関する情報の収集・提供	食の安心・安全推進課		
	●食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 【再掲】	食の安心・安全推進課		

京都府食育推進計画	平成22年度の取組事項	担当
3 「食」に感動する機会をつくる取組	(1)農作業体験活動の促進	
	●「ふるさとボランティア」の実施	農村振興課
	●「ふるさと発見隊」の実施	農村振興課
	○体験等を通じた食の安心・安全に関する理解促進 【再掲】	食の安心・安全推進課
	●都市漁村交流の促進	水産課
	●特用林産物の生産体験	モデルフォレスト推進課
	●府の施設を活用した農林漁業体験 【再掲】	畜産センター(研究普及ブランド課)
	○家畜、動物とのふれあいを通じた食育推進 【再掲】	畜産センター(研究普及ブランド課)
	(2)郷土食など地域や旬の素材を生かした給食等の実施	
	●特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援 【再掲】	健康対策課
	●府内産野菜等給食の取組の支援	食の安心・安全推進課
	●地域の特色を生かした学校給食	保健体育課
	(3)児童・生徒向けの調理実習等の実施	
	●食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 【再掲】	健康対策課
	●調理実習等の充実	学校教育課・高校教育課
4 化を「関を「食」をつくる育者関係者取組情報共有	(4)子どもたちが「食」に関する知識を学び、ステップアップを図る取組の実施	
	●体験型食育教室の取組促進 【再掲】	食の安心・安全推進課
	●地域の人材を活用した体験学習等の実施 【再掲】	保健体育課
	●体験型食育教室の取組促進 【再掲】	京都乙訓農業改良普及センター
	(1)学校、市民団体、NPO等の情報の交換と共有化	
	●管内栄養士ネットワーク推進事業	健康対策課
	●京都府及び関係機関の「食」に関する情報の提供	食の安心・安全推進課
	●きょうと食育ネットワーク会員相互の情報交換と府民への情報提供	食の安心・安全推進課
	●きょうと健康長寿推進南丹地域府民会議食環境部会の実施	南丹保健所
	(2)共同事業(連携事例)の紹介	
	(3)コーディネーター(調整役)の設置と育成	
	●食育活動実践者等への啓発	食の安心・安全推進課
	(4)関係団体で構成する協議会の設置	
	●生産者、消費者、飲食店・流通業者等との交流の機会づくり	南丹広域振興局
5 ンみ人パづくりを強化する取組	(1)「食」に関する専門的知識を有する者の養成	
	(2)栄養教諭等の研修を通じた資質の向上	
	●食育担当者を対象とした研修の実施	保健体育課
	(3)食育を推進する人材への講習の実施、認定による人材育成	
	●食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施) 【再掲】	健康対策課
	●特定給食施設等従事者講習会 【再掲】	健康対策課
	●体験型食育教室の取組を通じた食育指導の知識・技術の習得を支援	食の安心・安全推進課
	●食育指導者向けの研修会実施 【再掲】	食の安心・安全推進課
	●子どもたち等を対象とする食育の推進 【再掲】	山城広域振興局・山城教育局
	○「食」に関する「つながる 深める 人づくり」 【再掲】	中丹広域振興局
	(4)栄養士等、食育に関わる職業を志す学生を活用した取組	
	●管理栄養士公衆栄養学臨地実習における栄養教育の実施	山城北保健所
6 取組事例の拡大を支援する取組	(1)優良事例の紹介及び取組の拡大	
	●地域・団体等のモデル事例の紹介	食の安心・安全推進課
	●市町村食育推進計画の策定を支援	食の安心・安全推進課
	●管内市町が策定する食育推進計画の策定支援	乙訓保健所・京都乙訓農業改良普及センター・乙訓教育局
	○管内市町食育推進計画の策定支援	丹後広域振興局・丹後教育局
	●丹後の食育実践活動事例募集 【再掲】	丹後保健所

3 数値目標

				「京都府食育推進計画」内の目標(平成22年度まで)	
事 項		当 初	現 状 (21年度)	説 明	
				根 拠 の 統 計 等	
○健全な食生活を営む府民を増やす取組					
(1)	食育に関心を持っている府民の割合	60%※	51%	90%以上	食育を府民運動として推進し、その成果を上げるためには、府民一人ひとりが自ら食育の実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの府民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている府民の割合について、90%以上となることを目標とする。 ※京都府食育推進計画では、内閣府「食育に関する特別世論調査」(平成17年9月)における全国値(「食育に関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答した者)を基に現状を70%としていたが、食の安心・安全推進課が平成18年度に府内で実施したアンケート(「食育に関心がある」と回答した者)の結果を基に現状を60%に変更する。
(2)	朝食をほとんど食べない児童の割合	3%※	—	0%	子どもの食生活の乱れが様々な場面で指摘されており、成長段階からの食の問題は、子どもの将来にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。特に顕著な例として、朝食の欠食が挙げられ、家庭の教育力の低下や不規則な生活習慣に大きな要因があると考えられていることから、朝食を欠食する子どもの割合の減少及び毎日朝食を摂る子どもの割合の増加を目標とする。 具体的には生活習慣の形成途上にある児童(小学校2年生及び5年生)について、平成17年度に3%となっている割合(「朝食をほとんど食べない」と回答した者)を0%とし、90%となっている割合(「朝食を毎日食べている」と回答した者)を95%以上となることを目指す。
	朝食を毎日食べている児童の割合	90%※	—	95%以上	※京都府教育委員会「平成17年度京都府児童生徒の食生活等実態調査」(「朝食をほとんど食べない」と回答した割合及び「朝食を毎日食べている」と回答した割合)
(3)	「健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ」年間販売種類	21種類※	—	40種類以上	府民が健全な食生活を実践するには、質・量ともにバランスの良い食事が、分かりやすい情報を伴って提供されることが欠かせない。さらに、望ましい食事量を知り、健康づくりのきっかけとなることも大切である。このため、栄養バランスや京都らしさに関する基準を満たし、認定マークを表示した「健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ」が、より利用されるように種類を増加させ、現状の2倍が販売されることを目標とする。 なお、20年度より、認定期間の見直しを行い、現在3ヶ月だが、6ヶ月とすることとしたため、目標値の見直しを行った。
		認定期間見直しによる目標値の変更	32種類	20種類以上	※京都府保健福祉部健康増進室調べ(平成18年4月～11月における弁当の認定数)
(4)	食情報提供店の店舗数	194店※	460店	800店以上	生活スタイルの変化等から、外食への依存度が高まりつつあり、こうした状況に対応して府民の健康づくりを進めるためには、家庭内の食事だけでなく、外食・中食も含めた食生活支援が必要だ。このため、飲食店等が提供メニュー等に健康や栄養に関する情報の提供を行う食情報提供店が800店以上になることを目標とする。 ※京都府保健福祉部健康増進室調べ(平成18年3月における加入店舗数)
(5)	「食」に関する指導計画を策定・実施している公立学校の割合	—	65.4%	100%	子どもの発達段階に応じた効果的な食育を展開するためには、学校教育活動全体で組織的・系統的に食育を推進していく必要がある。そのためには、各関連教科や特別活動等にわたる「食」に関する指導計画(各教科・領域等の連携を図って学校全体で推進するための指導計画)を策定し、全教職員の共通理解のもとで実施することが不可欠である。このため、計画を策定・実施している府内公立学校の割合を平成22年度までに100%にすることを目標とする。 京都府教育庁保健体育課調べ
○生産者と消費者の絆を深め、「食」を大切にすることを培う取組					
(6)	農林水産業・食品製造の状況を消費者が学習できる農場・工房等の施設がある市町村の割合	67%※1	88%※2	80%以上	「食」への感謝が薄らいでいると言われる現代、子どもから大人までが、農林水産業や食品製造業に携わる人々の苦労や努力を肌で感じ、「食」への関心や理解を深めることが必要である。そのためには農場や工房等で、生産や加工等の体験や学習ができる場を提供し、「食」に対する知識の醸成をはかり、「食」の大切さを身をもって体感できる環境づくりをしていかなければならない。このため体験学習が可能な農場や工房等のある市町村の割合を80%以上とすることを目指す。 なお、19年度において目標達成となったので、20年度以降は一層の増加を目指す。 ※1農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査」(平成18年2月)より京都府分を抜粋(「教育ファーム」に取り組む市町村数割合。「教育ファーム推進計画」の策定有無は問わない。) ※2京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ(「食」や「農」を体験できる農家・農場・食品加工の工房等の状況調査)

「京都府食育推進計画」内の目標(平成22年度まで)				
事 項	当 初	現状 (21年度)	説 明	
根 拠 の 統 計 等				
○「食」に感動する機会をつくる取組				
(7)	府内産野菜を年1回以上給食に利用する小・中学校の割合	81% ※	100%	100%
	地元の農産物を利用した学校給食を進めることは、地産地消につながるとともに、広く子どもたちに地域の農業や食文化への理解を深めてもらう機会のひとつとして重要である。このため、府内産野菜を年1回以上利用した学校給食を通じて、「農」と「食」への関心を高める取組を実施している小・中学校(学校給食を実施している公立小・中学校)の割合を81%(17年度)に対して100%にすることを目標とする。 ※京都府農林水産部農産流通課調べ(当初、牛乳のみを実施している場合を含めていた数値(79%)から当該数を除いた数値に修正)			
(8)	府内産野菜を月1回以上給食に利用する小・中学校の割合	—	99.8%	—
	府内産野菜を年1回以上利用した学校給食を実施する小・中学校の割合については100%を達成したため、新たに月1回以上実施している小・中学校(学校給食を実施している公立小・中学校)の割合を98%(19年度)に対して100%にすることを目標とする。 京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ			
(8)	子どもたちが「食」に関する知識を学べる体験型の食育講習会を実施するモデル地域の数	—	4地域	20地域以上
	子どもが「食」に関して学び、知識や技術を得ることが、生涯の生活を健全に過ごせる基礎となる。また、子どもを通じて、各家庭(親)への波及効果も期待できる。このため、子どもたちが「食」に関する知識を学べる体験型の食育講習会を実施するモデル地域の数を20地域以上とすることを目標とする。 京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ			
○関係者が連携できる「食育ネットワーク」をつくり、情報の共有化を図る取組				
○人材の育成や活躍しやすい仕組みづくりと、食育に関するマンパワーを強化する取組				
○地域の取組を支援し、優良事例を府内全域へ拡大する取組				
(9)	食育ネットワークの形成～食育に関連した活動を行う府民グループ数～	—	86団体 ※	100グループ以上
	食育を府民運動として推進し、府民一人一人の食生活で実践してもらうには、食生活の改善など各地域で生活に密着した活動を行っている府民グループの果たす役割が重要である。このため食育の推進に関わる府民グループ数を増加させることを目指し、100グループの府民グループが食育ネットワークに参加することを目標とする。 ※平成19年6月結成の「きょうと食育ネットワーク」の参加団体数			
(10)	推進計画を作成・実施している市町村	0%	19% (※京都市含む)	60%以上
	食育を府民運動として推進していくには、府全域においてその取組が進められることが必要である。食育基本法では、市町村に推進計画の作成に努めることを求めている。このため、推進計画を作成・実施している市町村の割合を60%以上とすることを旨とする。 京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ			

「いただきます。地元産」プラン（改定）中間案

検討委員会名	「いただきます。地元産」プラン検討会議
担当部課	農林水産部 食の安心・安全推進課
現状と課題	現状 学校給食等に地元農産物の利用が定着 - 学校給食や病院・福祉施設等において地元農産物の利用が定着。特に、米については、多くの学校が全量府内産を利用している。 - 地元農産物は安心安全で新鮮な食材として評価が高い。 - 生産者グループや個人農家からの直接調達が増加している。 部分的な農作業や調理体験の実施 - 学校給食での地元農産物の利用を契機に、小学校の総合的な学習等により収穫体験等の部分的な農作業や調理体験が行われている。 - 学校から、農作業体験の教育的効果から充実させたいとの要望が多くある。 - 個人農家が開設している農業体験農園は、定員を上回る応募や増設の要望がある。 - 直売所において、組織的な取り組みが進み、販売額が増加するとともに、農作業等の体験に取り組む組織も出てきている。 課題 1 学校給食に供給できる地元農産物の量・品揃えが不足 - 学校給食利用品目における地元農産物の割合は2割程度と少ない。 - 学校給食に地元農産物を使いたい、量が確保できない、品揃えができないとの声がある。 - 学校・保育園が野菜の旬や地域の農産物を知らないことも多く、需要と供給のミスマッチがおこっている。 2 五感を磨く食農体験の場とその指導者が不足 - 種まき、植え付け、草引き、施肥、収穫、加工・調理まで一貫した食農体験に取り組める場が少ない。 - 子どもを対象に農作業や調理体験を体系的に指導できる人材が少ない。 - 農家にとって繁忙期における農作業指導は負担が大きい。 - 体験農地の確保が難しい。 施策の基本方向 - 安心・安全でおいしく、環境に優しい地元農産物の学校や保育園給食への供給拡大を進めるため、小規模農家も含めた地域ぐるみで支える仕組みづくりを推進する。 学校給食への地元農産物の供給品目数の割合 （給食に使用する全農産物に占める京都府内産農産物数の割合） ② 22.7% → 25年度 30% - 未来を担う子ども達をはじめ府民が、五感をいきいきと発揮させ、京都ならではの茶や京野菜などの種まきから施肥・除草、収穫、加工・調理まで一貫した食農体験を通して、食べ物を大切にする心や感謝の気持ちを持ち、たくましく生きる力を身につけられる場づくりを推進する。 食農体験農場 20か所 - 学校等において、専門的な知識を有し農作業や調理を指導できる人材の育成、農作業体験に必要な農地の確保を推進する。 食農教育サポーター 100人

■ 新規施策

1 学校・保育園給食への地元農産物の供給拡大を支援

(施策の内容)

- ▷ 農産物直売所や農家グループが地元学校・保育園給食に安心・安全な農産物を供給拡大するため、学校と生産者を結ぶコーディネーターの育成や小規模農家の出荷運搬作業を軽減するシステムづくり、生産拡大・雨の日でも子ども達が農作業体験できるパイプハウスや灌水設備、は種機、保冷库等の施設整備を支援。

(期待される効果)

- ・ 子ども達に安心・安全でおいしく栄養価の高い旬の地元農産物を食べてもらえるとともに、生産拡大により、地域農業の維持・拡大が図られる。

2 食農体験農場と指導者の確保を支援

① 五感いきいき！食農体験農場の開設を支援

(施策の内容)

- ▷ 学校・保育園給食等に地元農産物を供給する直売所や農家等による、子ども達が五感を使って、種まき・苗植え、草引き、施肥、収穫、調理など一連の農作業等を1年を通じて体験できる農場の開設を支援。

(重点支援項目)

- ・ 体験農場の開設に必要な手洗い、農機具庫、トイレ等簡易な施設等の整備。
- ・ 学校・保育園等が求める食農教育サポーターの養成、農地の確保。

(期待される効果)

- ・ 子ども達をはじめ府民が、農業が「いのちを育み、いのちをつなぐ」すばらしい産業であることを理解するとともに、その中から将来の農業の担い手が生まれる。
- ・ 府民が地元農産物の良さを理解することにより、地元産の消費が拡大する。
- ・ 遊休農地の活用により、農地が保全される。

② 食農教育サポーター（仮称）を養成

(施策の内容)

- ▷ 子ども達に農作業体験や調理体験などを体系的に指導できる農業者を「食農教育サポーター（仮称）」として養成する。

(重点支援項目)

- ・ 候補者となる指導農業士、女性農業士、エコファーマーなどが参加する食農教育サポーター養成講座(学年毎のカリキュラムの紹介、実習方法などを記載したネタブックを活用)の開催。
- ・ 人材リストを作成し、学校・保育園のみならず、企業やNPOが主催する体験農場においても活躍できる指導者として登録。

(期待される効果)

- ・ 食農体験を担える人材が確保され、食を支える農を基軸とした食育がすすむ。

	■ 推進体制 【府食育・地産地消推進協議会（仮称）】 学校・保育園給食への地元農産物の供給拡大・生産拡大の推進や食農体験農場の開設等について学校・保育園やPTA代表、JA、府関係者（農業、教育、健康）等で構成する協議会を設置し、推進する。 ・コーディネーターの育成 ・食農教育サポーターの養成講座の開講 ・食農教育サポーター交流会の開催 ・食農体験農場設置に向けたアドバイス 【市町村食育・地産地消推進協議会（仮称）】 市町村での食育推進の指令塔となり、学校給食などを通じ、地域の実情に応じた取組を進める、市町村協議会の設置を推進する。 ・コーディネーターのフォロー ・生産者、栄養教諭、コーディネーターの交流会の開催 ・食農体験農場のコーディネート ・食農教育サポーターの登録・活用推進 ・旬野菜リストの作成
検討委員からの 主な意見	（１）学校給食への地元産供給 ・学校給食の野菜利用の実態把握や需要にあわせた生産など、生産者側と学校側の相互理解が重要。コーディネーターにより意志疎通できるシステムづくりが必要。 ・学校給食用の出荷調整は手間がかかる。小規模農家個人では対応できない。 ・供給品目数を増やすためには、作付け期間の拡大や良品質な生産ができるハウス設備が必要である。 （２）食農体験農場の支援 ・良いとこ取りの農業を教えるのではなく、本気で作物を育てさせることが子ども達の豊かな心、主体性、社会性を育てることになる。系統的な栽培体験活動が必要。 ・京野菜を知らない子どもも多い。まずはその理解から。 ・本物の農業の姿を見てもらうためには若い指導者が必要。指導者になるための農家負担を少なくすることが必要。 ・親子を対象とした農作業体験を組み込んだ体験農場へのニーズはある。 ・プロ農家の声は子どもに響く。生の泥臭い人に子どもは反応する。 ・サポーターになれる農家の登録制度など、学校の要望に応えられるような仕組みが必要。
プラットフォーム等現場からの のニーズ、提案、 検証結果等	<地元農産物の利用品目割合> （食の安心・安全推進課、保健体育課調査） ① 22. 3%（府内サンプル調査 11校（6月・11月）） ② 22. 7%（府内給食実施校 534校（11月・1月）） ※①全国平均23. 3%

＜地元産食材の利用が難しい理由＞

(H22府内栄養教諭アンケート 回答者 96名)

必要な量の確保ができない	69
多品目の品揃えができない	35
規格が揃わない	32
価格が高い	16
事務的な煩雑さ	8
どのような地元産があるか知らない	5
安全でない	1
その他	10

＜栽培体験の取組に対する行政支援要望＞

(H21学校における栽培体験の実施状況調査

府内281校 複数回答)

財政的支援(種や苗)、耕耘機等の購入	39
栽培農地の確保	22
栽培の専門的知識のある指導者の派遣	21
指導者の継続的な指導(管理作業等)	13
教科や総合学習への位置づけを明確に	3

＜栽培体験の希望＞ (H21学校における栽培体験の実施状況調査 府内281校 複数回答)

充実させたい	95	・ 栽培の苦労や収穫の喜びを知り、食べ物を大切にする心や感謝の気持ちを育てたい ・ 野菜が長い時間かけて育っていく様子を見ることで、命の学習にもつながられる ・ 野菜が苦手な子も食べてみようと言う意欲を持てる ・ 農業の理解を深め大切さを体験から学ばせたい
現状どおり	180	・ 畑の広さが限られているから
減らしたい	6	

1週間の献立における栄養価及び主食と副食の割合(平成21年度)

■木津学校給食センター献立

平成21年	年月日	H21.6.15	H21.6.16	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.19	平均	備考
	曜日	月	火	水	木	金		
小学校	献立名	米粉パン 牛乳 サツマイモスティック ミートボールのトマト煮	ご飯(委託) 牛乳 たぬき汁 さわらの西京焼き	ご飯 牛乳 わかめスープ ヒリ辛豚味噌丼	丸パン 牛乳 ハンバーグ コーンチャウダー	ご飯 牛乳 さばの味噌煮 切り干し大根の煮物		
	エネルギー (Kcal)	728	532	559	668	683	634	栄養エネルギー
	1食単価 (円)	237.93	260.29	154.12	206.81	203.78	212.59	摂取基準660
	主食(パン・米飯)	62.38	61.34	27.72	50.2	27.72	45.872	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	おかず	128.67	152.07	79.52	109.73	129.18	119.83	
中学校	(割合)	54.08	58.42	51.60	53.06	63.39	56.11	
	エネルギー (Kcal)	915	620	670	802	847	770.8	栄養エネルギー
	1食単価 (円)	283.55	281.66	185.52	239.55	254.65	248.99	摂取基準850
	主食(パン・米飯)	70.70	68.28	34.65	55.53	34.65	52.762	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	おかず	165.97	166.5	103.99	137.14	173.12	149.34	
	(割合)	58.53	59.11	56.05	57.25	67.98	59.79	

■山城学校給食センター献立

平成21年	年月日	H21.6.15	H21.6.16	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.19	平均	備考
	曜日	月	火	水	木	金		
小学校	献立名	ご飯 牛乳 わかめスープ かみかみ豚キムチ	ご飯 牛乳 卵のカレー キャベツのごま酢和え	コッペパン 牛乳 コンスープ 豚肉のケチャップマリネ	ご飯 牛乳 豆腐の味噌汁 アジのガーリック揚げ	ご飯 牛乳 豚肉と大根の中 華煮 変わりごま和え		
	エネルギー (Kcal)	529	644	590	619	568	590	栄養エネルギー
	1食単価 (円)	172.36	168.92	201.84	162.38	200.27	181.15	摂取基準660
	主食(パン・米飯)	27.89	27.89	52.37	27.89	27.89	32.79	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	おかず	97.59	94.15	102.59	87.61	125.50	101.49	
中学校	(割合)	56.62	55.74	50.83	53.95	62.67	55.96	
	エネルギー (Kcal)	678	820	733	742	729	740.4	栄養エネルギー
	1食単価 (円)	211.30	211.78	223.71	182.09	248.32	215.44	摂取基準850
	主食(パン・米飯)	38.35	38.35	56.9	38.35	38.35	42.06	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	おかず	126.07	126.55	119.93	96.86	163.09	126.50	
	(割合)	59.66	59.76	53.61	53.19	65.68	58.38	

■加茂小学校 献立

平成21年	年月日	H21.6.15	H21.6.16	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.19	平均	備考
	曜日	月	火	水	木	金		
小学校	献立名	ご飯 牛乳 さばの味噌 かきたま汁	きなこパン 牛乳 血うどん五目あんかけ しゅうまい	しょうがご飯 牛乳 豚汁 おかかあえ	黒糖パン 牛乳 鶏肉のレモンソース煮 オニオンスープ	麦ご飯 牛乳 ハヤシチュー サラダ(ツナ・コーン)		
	エネルギー (Kcal)	642.5	476.02	558.8	509.46	599.56	557.268	栄養エネルギー
	1食単価 (円)	255.41	297.31	207.58	234.63	184.12	235.81	摂取基準660
	主食(パン・米飯)	27.89	27.89	27.89	27.89	27.89	27.89	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	おかず	180.64	222.54	132.81	159.86	109.35	161.04	
	(割合)	70.73	74.85	63.98	68.13	59.39	67.42	

1週間の献立における栄養価及び主食と副食の割合(平成20年度)

■木津学校給食センター献立

平成20年	年月日	H20.6.16	H20.6.17	H20.6.18	H20.6.19	H20.6.20	平均	備考
	曜日	月	火	水	木	金		
	献立名	食パン 牛乳 ブルーベリージャム フライドポテト 肉団子のスープ	ご飯(委託) 牛乳 すきやき煮 アーモンド小魚 グレープゼリー	カレーピラフ 牛乳 ミルメーク 荒引きウインナー 野菜スープ	バーガーハン 牛乳 白身魚フライ タルタルソース コーンチャウダー	ご飯 牛乳 いわしの梅しょう ゆ煮 高野豆腐と野菜 の煮物		
小学校B	エネルギー (Kcal)	716	655	664	745	645	685.0	栄養エネルギー 摂取基準650
	1食単価 (円)	183.75	307.12	235.76	241.14	185.44	230.64	
	主食(パン・米飯)	46.62	61.08	27.46	50.19	27.46	42.562	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	副食	90.25	199.16	161.42	144.07	111.10	141.20	
	(割合)	49.12	64.85	68.47	59.75	59.91	60.42	
中学校	エネルギー (Kcal)	887	770	770	834	750	802.2	栄養エネルギー 摂取基準830
	1食単価 (円)	209.72	353.31	262.75	263.02	207.02	259.16	
	主食(パン・米飯)	51.45	67.96	34.33	55.73	34.33	48.76	
	牛乳	44.13	44.13	44.13	44.13	44.13	44.13	
	副食	114.14	241.22	184.29	163.16	128.56	166.27	
	(割合)	54.42	68.27	70.14	62.03	62.10	63.39	

■山城学校給食センター献立

平成20年	年月日	H20.6.16	H20.6.17	H20.6.18	H20.6.19	H20.6.20	平均	備考
	曜日	月	火	水	木	金		
	献立名	ご飯 牛乳 味かつおふりか なすの味噌汁 シュウマイの野菜あ んかけ	食パン 牛乳 ジャム・ミックスフル ーツ ミートボールのトマト 煮	ご飯 牛乳 わかめスープ 豚キムチ	小型ハン 牛乳 カレーうどん 和風サラダ ヤクルト	炊き込みわかめご飯 牛乳 のっぺい汁 さばの塩焼き		
小学校	エネルギー (Kcal)	607	585	510	649	587	587.6	栄養エネルギー 摂取基準650
	1食単価 (円)	163.79	205.78	162.92	210.36	204.64	189.50	
	主食(パン・米飯)	27.80	46.62	27.80	40.76	27.80	34.16	
	牛乳	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	46.88	
	副食	89.11	112.28	88.24	122.72	129.96	108.46	
	(割合)	54.41	54.56	54.16	58.34	63.51	56.99	
中学校	エネルギー (Kcal)	788	717	658	798	745	741.2	栄養エネルギー 摂取基準830
	1食単価 (円)	204.01	241.78	200.66	244.81	222.36	222.72	
	主食(パン・米飯)	38.23	51.45	38.23	44.48	38.23	42.124	
	牛乳	44.13	44.13	44.13	44.13	44.13	44.13	
	副食	121.65	146.2	118.3	156.2	140	136.47	
	(割合)	59.63	60.47	58.96	63.80	62.96	61.16	

■加茂小学校 献立

平成20年	年月日	H20.6.16	H20.6.17	H20.6.18	H20.6.19	H20.6.20	平均	備考
	曜日	月	火	水	木	金		
	献立名	ご飯 牛乳 親子煮 ごぼうのみそ炒 め	黒糖パン 牛乳 ボーケビーンズ フレンチサラダ	しょうがご飯 牛乳 豚汁 かつおあえ	チーズパン 牛乳 いかのトマトソース 煮 にらたまスープ みかん	ご飯 牛乳 白身魚のマヨネ ーズ焼き 切り干し煮物		
小学校	エネルギー (Kcal)	494.9	506.29	471.3	571.96	424.7	493.8	栄養エネルギー 摂取基準650
	1食単価 (円)	203.8	178.7	183.91	228.24	206.37	200.20	
	主食(パン・米飯)	27.80	50.94	27.80	65.82	27.80	40.032	
	牛乳	44.13	44.13	44.13	44.13	44.13	44.13	
	副食	131.87	83.63	111.98	118.29	134.44	116.04	
	(割合)	64.71	46.80	60.89	51.83	65.15	57.87	